

## 研究グループ規則

制定平成 19 年 3 月 21 日

1. 会則第 3 条にもとづき、当学会にふさわしい特定課題につき会員がグループで研究に従事する研究部会（以下「研究グループ」とよぶ）を置くことができる。

2. 研究グループは、3 名以上の会員をもって組織する。なお、研究目的を達成するために必要なときは、会員以外の者が若干名研究グループに加わることを妨げない。

② 研究グループには、代表者を 1 名置く。代表者は、会員でなければならない。

3. 研究グループの研究期間は、原則として毎年 4 月 1 日から 2 年以内とする。

4. 学会は、研究グループに対し補助金を交付する。

② 補助金を交付する研究グループの数および各研究グループに交付する補助金の額は、理事会がこれを決定する。

5. 研究グループは、研究の経緯および成果を大会において発表し、学会ホームページで公開するものとする。

6. 研究グループを組織することを希望する会員は、毎年 4 月末日までに次の事項を明記した申請書を会長に提出する。

イ 研究課題および研究計画の説明

ロ 研究グループの代表者および構成員の氏名ならびに所属機関

ハ 研究期間

7. 理事会は、申請書を審査し、その結果を研究グループの代表者に通知し、かつ会員総会で報告する。

8. 本規則の改廃は、理事会がこれを決定し、速やかに学会ホームページにおいて会員に周知し、かつ会員総会で報告する。

(附則)

1. この規則は、平成 19 年 3 月 21 日より施行する。

2. この規則は、平成 22 年 9 月 11 日より施行する。